

## gTLDの「開放」に伴う諸問題

——インターネット接続に不可欠なドメイン名の新たな展開——

佐藤 恵 太\*

**抄 録** 2011年6月20日、ドメイン名の枠組みを司る世界的規模の団体ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)は、年来の懸案であったgTLD(generic top-level domain)の開放、すなわちTLD (top-level domain)に基本的に自由な文字列を採択できることを決定し、gTLD新規開設希望事業者の募集が始まった(2012年4月12日締切)。gTLD開放への対処策は、まず、gTLDに自社名や登録商標の文字列をドメイン名に用いられないように、商標権保護活動である。また、技術力と高額費用の壁はあるが、自社名をgTLDに採用すれば、大きな広告宣伝効果を期待できるだけでなく、関連会社・公認販売店等のドメイン名を一元管理できるメリットを得られるため、今後の第2期事業者募集に備えた準備活動の検討も必要である。

### 目 次

1. はじめに
2. gTLDとドメイン名の仕組み
3. gTLDは、なぜ「開放」されるのか
  3. 1 「開放」の理由
  3. 2 アメリカ合衆国における「開放」策の評価
4. なぜgTLDは、完全自由化されないか～「開放」が制限的な理由
5. 対処策その1～新gTLDの出願を行わない企業の対策
  5. 1 異議申立て手続
  5. 2 権利保護システムの活用
  5. 3 不正目的のドメイン名を排除する方策
6. 新gTLDの申請手続
  6. 1 概 要
  6. 2 申請書の書式
7. 対処策その2～新gTLDをインターネット事業者に委託して開設させる活用策
8. 地域名称gTLD
9. 日本にとって残された問題
10. おわりに

### 1. はじめに

2011年6月20日、ドメイン名の世界的枠組みを

司る世界的規模の団体ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)は、年来の懸案であったgTLD (generic top-level domain)の開放を決定し、基本的に自由な文字列をTLD (top-level domain)に採択できるようにすることをアナウンスし<sup>1)</sup>、gTLDの新規開設を希望する事業者を募集する手続開始が決定された。開放といっても、全てが自由になるわけでは、もちろんない。ただ、この「歴史的な」決定を受けた新gTLDの申請受付は、既に2012年1月12日に開始され、2012年4月12日には締め切られる(ただし、申請の事前登録は3月29日迄)が、既に事態は動き出している。

本稿では、このICANNにおける今回のgTLD開放に伴う事業者募集手続の概要を紹介するとともに、gTLD開放が何を意味するかについて解説し、各企業等に必要な対処策を検討する。

制度新設が走り出している以上、待ったなしの対策が求められている。対策には、後述の通

\* 中央大学法科大学院教授、米国Tulane大学  
ロースクール教授 Keita SATO

り、新gTLD新設を申請しない場合にも必要とされる対策と、新gTLDを活用する策の2つが考えられる。後者については、本稿公表時点では手遅れとの印象もあるかもしれないが、受付期間が再度設定されることは間違いがない<sup>2)</sup>。

来るべき第2期事業者募集は、第1ラウンドが順調にいけば、2013年かとも伝えられている。短期的な対策とともに、数年単位の検討が必要である。本稿ではそのヒントを提供していきたい。

## 2. gTLDとドメイン名の仕組み

最初に、gTLDとは何かを紹介する。

インターネットには、多数のコンピュータ等端末が接続されているが、その端末をネットワーク上で認識できるようにするため、IPアドレス（例えば、132.28.39.239といった数字の羅列[仮想の例]）が端末ごとに与えられる。しかしIPアドレスは、数字の羅列で覚えにくく、自然言語に置き替えて覚えやすくする方法が採用されており、これをドメイン名（Domain Name）と呼んでいる。もちろん、端末数が膨大であるから、一定のルールに従った分類が必要となる。電話番号の仕組みにたとえると、03は東京地区の固定電話、090が携帯電話等のようにルールが定められているが、ドメイン名では、この03に相当する部分が自然言語の文字列となる。電話番号と違うのは、大きい単位がドメイン名の最後の方にあたり、単位が小さくなるにしたがってドメイン名の文字列の前の方へと区分けが移動していき、それぞれの単位の区分けは「.(ドット)」で示される。

どのような文字列がどのような単位を表し、どのような使い方になるかのルール作りはICANNという民間団体が定めており、1998年すなわちインターネットの世界が民間に自由化され、民生用途の拡大が見え始めた頃以来、ICANNは、原則としてインターネット社会の

全ルールを定める機関として活動してきた。そのルールに基づき、ICANNは、インターネットの安定的運用の観点から技術的内容を厳しく定め、各ドメイン名の管轄機関（=レジストリ）と契約を締結し安定的運用を行わせてきている。そのICANNルールにも含まれるTLDとは、例えば、朝日新聞のドメイン名「asahi.com」の「.com」の部分指し、電話番号で言えば国番号に相当するような部分である。

現状のTLDは、国別TLD（ccTLD=country code TLD）と、ジェネリックTLD（generic TLD、分野別TLDとも訳される）に分かれており、ccTLDは国名2文字コード（ASCIIコード<sup>3)</sup>）として国際標準化機構がISO3166によって定める国名コードにほぼ準拠していて、当該国・地域の機関（250ほどの空間がある）に管理が一任されている。一方、ジェネリックTLDは、分野別に「.com」「.biz」「.museum」等の22ドメイン名空間が定められ、ICANNとの契約により管理会社に管理が委任されている<sup>4)</sup>。

管理というのは、個々のドメイン名に関するデータ、例えばドメイン名登録者の氏名名称、連絡先、ネームサーバーのIPアドレス、レジストラの名称、ドメイン名の権利の消滅時期等の情報をデータベースに登録し、維持していくことを中心とする。

このように、レジストリは、ドメイン名の登録データベース維持が主業務なので、一元管理が相応しい。他方、ドメイン名販売機関は、サービス向上を期待できるよう複数事業者間で競争させるしくみが導入され、レジストリ=レジストラモデルと呼ばれている（図1参照）。

登録手続は、レジストリとの契約に基づいて、レジストラ（ICANN認証を得たレジストラに限られ、現在、世界に400社近くある<sup>5)</sup>）を通じて行われる。

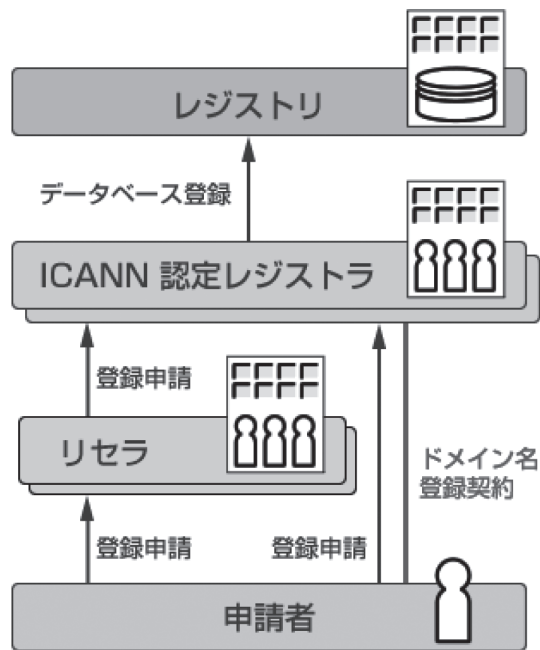


図1 gTLDドメイン名の登録の仕組み  
(出展：http://www.nic.ad.jp/ja/dom/registration.html)

特定のgTLDの運用に責任を有し、そのgTLDの登録データベースを維持する主体がレジストリであり、ICANNの定める技術要件を満足し、行動規範順守を保証するICANNとの契約に署名することが求められる。そして、ICANN公認レジストラや再販業者（図1ではリセラー）が、個別ユーザーに対してドメイン名（例えば、「●●●.com」）を販売し、レジストラ自身（再販業者の場合はレジストラを通じて）、レジストリ事業者にドメイン名登録を求めするのである。特定のドメイン名空間において、どのような者にドメイン名を取得させ、またいかなる事由が登録を認めない事情になるかという運用方針は、ICANNとの契約に含まれる技術的要件等を満たし得る限り自由に設定することができ（ただし、ICANNへの報告は必須）<sup>6)</sup>、多くのgTLDでは国境の縛りなくドメイン名が登録されている。その意味では、ICANNは、インターネットユーザを代理して、gTLDを効果的に管理できる組織に対して公正かつ透明なプロセスを通じてgTLDの割り当て・契約を行

っているということになる。

そして、今回の新gTLDをめぐる決定は、携帯電話番号の例にあてはめてみると、090だけでは番号が足りなくなったので080や070に割り当てを拡張させるが、その拡張される番号の文字列を何にするかについて、新たなgTLDドメイン名空間設定を希望する事業者（=レジストリ）を公募するというプロセスにあたる。

レジストリは、ドメイン名登録機関であり、レジストリ自身がドメイン名登録の権利を販売することは制限され<sup>7)</sup>、個別ユーザーのドメイン名登録を仲介する業者（レジストラ）から登録者情報等の提供を受けて、登録事務を進める機関にすぎず、前述の通り、1gTLD空間について1業者に限定されている。

複数事業者任せると、インターネットの安定的運用を妨げる事情、すなわち技術の相違による接続不能や障害が発生し、混線したりしてしまう。そして、1機関に限定するからこそ、多くの個人情報を守ることが期待され、当該機関の技術的水準の安定性、技術的課題の処理能力、財政基盤（事業者が突如倒産してしまえば、最大の安定的運用に対する危機となる）等が確固たる優れた事業者を選定し、加えて当該事業者による不正を防止する種々のメカニズムを導入するとともに、監視体制をしっかり作っていくことが必要とされる。かような事情は、後述の通り、新gTLDの事業者募集でも貫かれている。

### 3. gTLDは、なぜ「開放」されるのか

#### 3.1 「開放」の理由

では、ICANNはなぜgTLDを「開放する」ことになったのだろうか。理由はいくつか考えられる。さしあたり、以下の諸点が考えられる。

すなわち、1) ドメイン名登録数の増大、ないし更なる飛躍的な登録数増大に備える、2)

インターネット技術が西洋諸国以外にも爆発的拡大を見せており、ラテン文字を用いない言語の使用者間で、いわゆる国際化ドメイン名の必要性が強くいわれるようになった、3) ドメイン名紛争<sup>8)</sup>の処理策として用意された、インターネット世界独自の仲裁類似の仕組みであるUDRP (統一ドメイン名紛争処理方針; Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy) がうまく機能しており、仲裁申し立て件数がドメイン名空間の拡大にもかかわらず比率的には減少傾向にあり(申し立て数は若干増えているが、ドメイン名空間拡大の率に比べればずっと緩やか)、ドメイン名空間を拡大しても弊害を過大評価せずともよいという制度的な余裕がでてきた、4) 経済的背景としては、新たなドメイン名を販売して利益を得たいインターネット事業者(レジストラ)や、新しいネットワークサービス・コンピュータ機器等の販売促進材料として新たなドメイン名をプラス要素にしていきたい関連事業者の立場、などの点が考えられる<sup>9)</sup>。以上の諸点について、次に詳しく内容を見てみよう。

#### (1) ドメイン名登録数の増大

第一の理由は、ドメイン名登録数を飛躍的に増大させる要素が、昨今の技術革新に潜んでおり、先手を打ってドメイン名登録数に余裕を持てるように、gTLDの空間を増やす必要が生じたからである。IPv6、RFIDチップ、クラウド・コンピューティング等が、新gTLDと結合すると革新的なビジネスモデルとなり得るとICANN自身も指摘している<sup>10)</sup>。

加えて、ドメイン名登録数の増大にあわせて、過去2回、2000年と2004年にgTLDの種類、すなわちドメイン名空間は、その数を増やしてきたということもある。今般はその流れを汲んだ拡張策であり、それに下記のような提案型の要素が加わったものとみることもできよう。

1988年にICANNが設立された当初は、gTLDとして、「.com」「.edu」「.gov」「.int」「.mil」「.net」「.org」「.arpa」の8つが運用されており、ドメイン名の枯渇によって順次拡張するという歴史を経てきている。

2000年に、「.aero」「.biz」「.coop」「.info」「.museum」「.name」「.pro」、2004年に、「.asia」「.cat」「.jobs」「.mobi」「.tel」「.travel」が定められたが、例えば、「.aero」は航空機産業専用、「.museum」は博物館・美術館、「.mobi」は携帯電話ユーザーというように、ドメイン名登録者の属性を限定する場合もある。

もともと、これら2回の拡張<sup>11)</sup>は、今回の新gTLD開放の予行という側面もあり、本稿冒頭に「年来の懸案」と記した理由は、ここにある。

いずれにしても、検索エンジンの技術進化によって、末端のインターネットユーザ自身は、ドメイン名を意識することなく検索が可能であるため、これらの拡大されたドメイン名空間(.museum等)が意識されることはさほどないと思われるが、ネットワーク接続業者にとっては、「.com」か「.museum」かで、ネットワーク上、IPアドレスに辿り着くための情報をどの機関にとりにいくのが変わってくるため、どの機関との接続を許すのかは、大変に重要なのである。

そして、今回開始されたのは、どのようなドメイン名空間にするかを含めて、gTLDの文字列を提案させ、一定の技術制限条件を満たす者に設定を認める事業者の公募である。2004年には実現できなかった任意の機関による「提案型」ともいうべきgTLDが申請対象となり、ドメイン名を設定できる種類が飛躍的に増大する。

gTLDが開放されて新たに承認されるドメイン名空間は、ICANNの2011年12月段階の予想では、500~1,000件程度増加する見込みという<sup>12), 13)</sup>。処理速度手順等の技術革新によってこれらの増加が技術的に支えられるのであれば、



拡張は不可避のことと考えられよう。

## (2) 国際化ドメイン名をはじめとするドメイン空間の多様化

第二は、ラテン文字を用いない諸国、例えば、アラビア語、ペルシャ語圏、キリル文字を使うロシア語圏、中国語圏、ハングルを用いる韓国圏、ギリシャ語圏、ヒンドゥー語圏等の諸国におけるインターネット利用の拡大に伴って、gTLDの文字列としてこれらの言語を用いることを認めるような要請がある。従前から国際化ドメイン名 (Internationalized Domain Name) の使用は一定範囲で認められてきた。

しかし例えば、右から書いていくアラビア語等の文字列と、左から書くルールのgTLD (ASCIIコードの欧文字) の混在は、利用者にとって極めて不便であり、迅速な対処を求める声が強いことも事実であろう。

## (3) UDRPの定着?

最後に、ドメイン空間が拡張される際にいつも問題とされてきたのが、不正目的のドメイン名登録をいかに排除するかという点である。

「.com」をはじめとする既存のドメイン名空間では、不正目的 (Bad Faith: 不正の利益を得、または第三者に損害を加える目的) の登録を行う者が多い。かような紛争が現れた初期にアメリカ合衆国で名づけられた「サイバー・スクワッター (サイバー空間の居座り者)」という呼び名が定着しており、企業名や登録商標と同一または類似の文字列をドメイン名として登録をし、金銭を要求したり、居座っていやがらせをしたりする者を指すが、この排除が重要な問題として認識されてきており、UDRPという手続がICANNによって設定されている。

UDRPは、ドメイン名登録の契約条項として盛り込まれた内容であり、一定事由に基づき商標権者等の申し立てが紛争解決サービスプロバ

イダに対して提起された場合、登録者は仲裁類似の紛争処理解決手続に応じなければならず、これに応じず、または申立人の申し立て理由にパネリストが同意した場合には、当該ドメイン名の取り消しや移転に対して異議を申し立てることが原則としてできない (一定期間内に裁判に出訴する場合は除かれる)、という仕組みである。これらの仕組みは、本来はドメイン名を登録するに相応しくない者が、不正な目的でドメイン名を登録し、使用している場合に、本来はドメイン名登録を得て然るべき者 (たとえば、当該文字列の商標権者など) がそのドメイン名登録の移転を求めて争う紛争について、迅速な紛争解決のためにつくられた。

この点について、既存のUDRPの枠組みが一定の効果を表しており、いわゆるサイバー・スクワッター (居座り) の跋扈を一定程度抑えることが出来るようになってきたため、gTLDを拡張しても問題性が以前ほどは深刻にならないという見込みに基づき、gTLD拡張に踏み切るという、いわば消去法的な考え方もあるのかもしれない。紛争解決申立て数が、割合的に減少傾向にあることから、ドメイン名空間を増やしてもそれに巢食うサイバー・スクワッターの弊害を過大評価せずとも余裕がでてきたため、ドメイン空間を拡大させてもよいという考え方である。

ただ、UDRPの手続を担当している紛争解決サービスプロバイダのひとつであるWIPOが強調する通り、ドメイン名紛争のUDRPに基づく申立ては、近年増大しており、ドメイン名空間がgTLDによって劇的に増加すれば、UDRP手続の数も増大することは間違いなく、各企業にとって新たな負担になりかねないことは否定しにくく、この点はやや説得力に欠ける。

### 3. 2 アメリカ合衆国における「開放」策の評価

gTLD「開放」が、概ね好意的に受け取られているかという点、必ずしもそうではなく、強く反対する向きもある。アメリカ合衆国議会上院商事・科学・運輸委員会は2011年12月8日に公聴会を開催し、委員会所属議員と3人の反対派民間団体代表（ICANN創設期の理事長も含まれる）が、ICANN副会長でgTLD開放プログラムの責任者をつるし上げるという一幕も見られた。1つのドメイン名空間が作られると、当然にドメイン名紛争も増加が見込まれる<sup>14)</sup>であるとか、ドメイン名空間拡張によって、自らのブランドを保持する費用が高額になり<sup>15)</sup>、無駄使いが増えてしまう、申請に必要な高額費用を負担できない非営利団体は、自己の団体略称と同一文字列のgTLDを企業等にとられてしまい不利益を得る<sup>16)</sup>、また防衛的に、例えば「harvard-u.adultmovie」等を登録する必要性が生じてしまい、ドメイン名登録のコストが増大してしまうのではないかなどが、gTLD拡張に対する主な反対理由である<sup>17)</sup>。

これら反対派の主張によれば、ドメイン名空間が増えると、既存のドメイン名使用を停止した上で、新gTLD空間においてドメイン名を登録する企業等が増え、混乱だけが残される、というのである<sup>18)</sup>。しかし、同委員会委員長であるRockefeller議員等も認めている通り、合衆国議会には、gTLD開放の申請手続を停止する権限がなく、心配事は多々あるが、結局指をくわえて事態を見ていくしかないというのが、公聴会での方向性であった。

その後ICANNは、ワシントンでgTLD申請開始に関するイベントを開催して火消しに躍起となっており、既に繰り返しICANNから告知されている第2回の募集がそのまま行われるかどうかは、予断を許さない。なお、既存の22

gTLDを管理するレジストリの保護が重要という指摘もある<sup>19)</sup>。後者の問題に対して、ICANN側は、各機関とのレジストリ契約の条項を見直す交渉に入っているが、最終決定はICANN理事会開催が2012年3月か4月になるため、少なくとも申請開始後にならないと詳細は分かってこないと回答している。

### 4. なぜgTLDは、完全自由化されないか～「開放」が制限的な理由

今回の手続は、gTLDを新たに定め、その新gTLDの管理を行うインターネット事業者（レジストリ）を募集するためのものであり、主力日刊紙は、ベタ記事としても募集開始日について取り上げることはなかった<sup>20)</sup>。それでも、インターネット事業者にとっては、重要なことである。

なぜなら、魅力的なgTLDの名称であれば、ドメイン名登録を希望する人が多数にのぼり、管理事業を行えば、一定の利益が継続的に見込めるからである。例えば、「.tv」ドメインは、ツバル共和国という南太平洋の島国に管轄が認められており、テレビの略称と同じ2文字コードであったことから、民間会社が管轄権を12年間5,000万USドルで購入した例もある。ドメイン名販売は、それだけ固定費用をかけても十分に利益を出すことができるビジネスなのである。

しかし今回の手続では、相当な制限が、申請事業者に課せられている。つまり、完全に自由というわけではない。

まず、1事業者のみがgTLD空間の管理者としてICANNと契約することとなる訳であり、同一または類似文字列についての申請が競合すれば、gTLD設定がかなわないことも十分あり得る。また、大づかみに、制限の内容を列挙してみると、以下のとおりである<sup>21)</sup>。

- 1) 申請者資格 (applicant review)

上場企業に限定され、過去にサイバー・スクワットや刑事罰に処された履歴がなく、健全な財政を保つことのできる会社組織に申請資格は限定されている。

ドメイン名紛争に現れるドメイン名の多くは、違法な資金洗浄ないしは振り込め詐欺の道具として用いられることも多く、国際刑事警察機構等は、振り込め詐欺に用いられたドメイン名を公表して警告しているほどである。

#### 2) gTLDレジストリ事業者の満たすべき技術力・運用能力 (technical/operational review)

現状において必要とされる技術力をすべて備えている必要はないが、レジストリ運用にとって特に重要な技術要素 (Shared Registration System, レジストラとのインターフェイス EPP<sup>22)</sup> など) について、既に一定の準備段階にあることを示す必要があり、その諸条件を満たさなければならない。技術項目は、ほかに申請書項目30から44まで設定されており、データベース処理能力、サーバの地理的多様性に配慮していること (サーバが1か所だと、その場所の地震等によってネームサーバーが動かなくなるので、リスクヘッジのために複数拠点をおくことが要請される)、ドメイン名システム (DNS) がRFC<sup>23)</sup> の定める基準に準拠すること、IPv6到達度、データバックアップ体制整備、データエスクロー契約等について義務付けられている。なお、これらのほかにWHOIS<sup>24)</sup> 情報の構成、権利保護メカニズム、DESSEC (DNSサーバから送られるIPアドレスとホスト名の対応情報信頼性を証明するセキュリティ拡張機能) の採用等もあわせて条件づけられている。

#### 3) レジストリ事業者としての財務力

当該法人の所在地域で最高レベルの監査を通過した財務諸表の提出が求められ、コスト計算が合理的根拠のあるもので、そのコストを支える財政基盤、不測の事態に対処する財政的余裕

および対処方針を策定してあること、銀行等の機関のLOC (支払能力を示す銀行発行の信用状) 取得などの証拠提出によって、財務面から継続的安定的な運用が裏付けられることが求められている。

#### 4) レジストリとしてのサービス (registry services review)

レジストラからのデータ (登録者やネームサーバ等の情報) を受け取る際のセキュリティや安定性について規範を満たしていることが求められる。

#### 5) gTLD文字列の制限

gTLDの文字列の選択についても、種々の制限がある。ASCIIコード3文字以上で、既存のgTLD, ccTLDと同一または類似の文字列でないこと、留保語 (reserved word, ICANN, GAC, LOCALHOST, WHOIS, WWW等) のICANNやインターネット環境にかかわる語が大半である) と同一または類似の文字列でないこと、文字列がOlympic, REDCROSSでないこと (条約により特別に国際社会において守られている語である)、地理的名称またはその略称でないこと (後述8.), 他人の登録商標の文字列と同一でなく、また他のgTLDと混同を生じるような文字列でないこと、などが条件とされている。いずれも、申請書の記載に対応して審査され、疑義が生じる場合は、さらに拡張審査 (extended evaluation) に進むことも想定されている。

かような多種多様なgTLD新規事業者の制限とgTLD文字列に関する制限は、全て基本的には、ネット社会での混乱を最小限にするためである。レジストリが活動できなくなれば、当該レジストリが管理するネームサーバに接続できなくなり、ネット利用が一部止まるおそれがある。これを避けるために、事業者の継続能力に多種多様な制限をしており、また、文字列の制限は、ユーザーに無用の混乱を与えないように



する配慮がされている。直接相対で情報交換をするのではないメディアであるインターネットは、その信用を維持するために、継続性と混乱防止を念頭において運営されているのである。

## 5. 対処策その1 ～新gTLDの出願を行わない企業の 対策

先にも強調した通り、今回の申請は、インターネット事業者（レジストリ）による申請であり、種々の制限が用意されているので、ドメイン名紛争に代表されるようなサイバー・スクワッターの対策は考える必要が殆どない。特に、きわめて詳細な申請書(紙に印刷するとすれば、3センチの厚みを有するファイルでは収まらないほどの分量になる)を用意しなければならず、この準備の手間だけでなく、評価（審査）を受ける費用として185,000USドル（1,500万円弱）を要する。

加えて、gTLDのレジストリ契約を維持するためには、四半期ごとに6,250USドルおよびドメイン名登録および更新ごとに発生する取引手数料0.20USドル（1ドメイン名あたり）の費用が発生する（もちろん、システムの維持に関する費用はこれと別に数千万円単位以上の費用がかかる）。

そのため、とりあえずgTLDの名前を登録しておいて後から金銭を要求するという不正目的のgTLD申請がなされるおそれは全くなく（技術力のない事業者は、レジストリ契約に辿り着けない）、実際にgTLDを設定してドメイン名登録を受け付けて運用する能力のある事業者だけが申請者となっていく。その意味でサイバー・スクワッターの危険性は少ないが、自らの企業名の文字列を含むgTLDが、見知らぬインターネット事業者によって管理されることになるとすれば、それを止めさせたいと考える企業もあろう。その対策が必要である。

## 5. 1 異議申立て手続

最も重要なのは、申請手続を行って手続の初期審査（initial evaluation）を通過した全申請内容リストがICANNの公式サイトに掲載されるタイミングである。その際、企業にとって障害となりそうな名称、例えば自社商号の略称や、自社が保有する登録商標と同一の文字列についてgTLDが申請されているかどうかを確認し、異議申立て手続を考慮する必要がある。

異議申立ては、第三者機関である紛争解決サービスプロバイダ（DRSPs）に対して提起され、初期審査の結果発表から2週間で一応締め切られる。実際には、申請対象がかなり初期の段階でネット上に公表されるため、異議申立てのための十分な準備期間があるものの、異議申立て書を提出するタイミングを逃してはならない。

第三者（公衆）による異議申立て事由は、①文字列の混同（string confusion, ICDR；International Centre for Dispute Resolution が紛争解決機関）、②権利保護（legal right, WIPO仲裁調停センターが紛争解決機関）、③制限的な公共の利益（limited public interest）、④コミュニティ（community,上記③と④は、ICC international center of Expertiseが紛争解決機関）の4つであるが、このうち、②について特に、各企業は注意する必要がある。

①は、既存のgTLD管理者または今回の新gTLD申請者、ならびにccTLDの国際化ドメインに対応するFast Track手続の申請者等に異議の機会が認められている。③は、いわゆる公序良俗違反のgTLD文字列を認めないという趣旨であり、誰でも申し立てることができるが、国際基準という制約があり、一見して明らかな場合以外は認められる可能性が少ない。④は、確立されたコミュニティの異議である。

日本ではANAといえば全日本空輸の著名な略称であるが、全米看護師協会や、Google等も



加盟するアメリカベースの全国広告協会の略称もANAであり、これら各種非営利組織を中心とする確立したコミュニティに異議の機会を認めている。

このようにみると、企業にとっては、②権利保護の異議申立てが最も重要である。商標権(登録の有無を問わないため、日本法にあてはめると、登録商標だけでなく、周知の商品等表示で不正競争防止法上、差止請求権を認められる場合等も当然に含まれる)保有者は、自らの権利と抵触するgTLD設定申請に対して、異議を申し立てて、手続を止めることができると定められているからである。申立て書はすべて英語で用意し、ICDRへの申立てに2,750USドル、WIPOへの申立てでは10,000~51,000USドル(理由の単複や、パネリストの人数によって異なる)と高額の手数料がかかるため、気軽に申し立てるといふわけにはいかない手続であるが、gTLDの設定を止めるためには必須の手続である。

なお、文字列の混同については、gTLDの名称が既存のgTLDや他の申請と混同するかどうかだけの観点から、gTLD文字列のなかで間違えられることだけを想定しているようである。例えば、sony.canonのように、gTLDとセカンドレベルの文字列<sup>25)</sup>をあわせると2社が合併統合したかのような印象を与える場合については想定されていないようで、今後のドメイン名紛争においてどう処理されるかが注目される。

## 5. 2 権利保護システムの活用

商標権者を保護するために、新たに3つのことが考えられた。

第1は、登録商標を一括してデータベース化する商標クリアリングハウス(trademark clearinghouse)データベースを運用させ、同一文字列についてのドメイン名(セカンドレベル)が登録されると、自動的に警告する仕組みである。レジストリは、ドメイン名登録を実際

に進めていく際、商標権者の保護のためにいわゆるsunrise(商標権者優先登録)手続を採用することがある。義務づけられてはいないが、「.mobi」の新設手続の際など、ドメイン名の登録を確定する前に一定のsunrise期間を設定し、商標権者の保有する文字列を優先して登録させる申立手続であり<sup>26)</sup>、このsunrise手続を導入するレジストリに対して、商標登録されている文字列データをデータベースとして提供するのが、クリアリングハウス第一の目的である。

第2は、URS(Uniform Rapid Suspension Policy; 早期ドメイン名凍結システム)手続である。UDRPに基づく紛争解決手続のいわば変形版であるが、有効な商標権の登録を有し、かつ現在使用している登録商標の商標権者がURS手続を申し立てた場合、申立を受理した紛争解決サービスプロバイダは、不正に(Bad Faith)ドメイン名登録をした者のドメイン名登録をロックさせ、移転等の禁止とともに、ウェブサイトへの利用も禁止される。単独審査者の判断によって決定がなされるため(UDRPの場合は、単独パネルか3名パネルかを選択できるが、URSでは単独のみ)、手続進行も多少迅速になる。この手続の導入が、新gTLDレジストリに求められる。UDRPとの最大の相違は、審査者が審査開始から原則として3日以内に結論を出し、即座に当該ドメイン名をロックする仕組みと、費用が300USドルと予定されている点である<sup>27)</sup>。申立てに対してドメイン名登録者は、14日以内に反論することができる点はUDRPと同様であるため、登録者に過度に不利になることはなく、現実にはUDRPも80%近くは登録者からの反論がないdefaultの事案に対する対策という側面が強く、URS手続の迅速さは、商標権者にとってありがたい存在になるであろう。

第3は、今回の申請手続における特徴のひとつでもあるが、gTLDレジストリ事業者との契

約前の段階における異議申立ての機会以外にも、異議申立てが制度として提供されている点である。これが、委任後の商標紛争解決手続（Trademark PDDRP：Trademark post-delegation dispute resolution procedure）である。TLDに登録商標と同一または類似の文字列を用いられた商標権者に認められる救済だけでなく、セカンドレベルまで救済が認められており、基本的には当該ドメイン名の使用停止が救済として推奨されている。これは、手続の相手方がドメイン名登録者ではなく、レジストリが相手方となる新たな手続だからである（加えて、第三者からの情報提供はいつでも受け付けられる点について、後述6.1）。

以上の諸点は、商標権者の保護が足りないという声を受けて、WIPOが提言した内容を基礎として設けられたものである。従来のUDRPではレジストリは傍観者にすぎなかったが、今後は、不正目的の登録排除に積極的な関与が求められることとなる。

では、不正目的のドメイン名登録を排除するために、どのような方策が考えられるのか。

### 5.3 不正目的のドメイン名を排除する方策

先に見た通り、「.com」をはじめとする既存のドメイン名空間では、不正目的（Bad Faith；不正の利益を得、または第三者に損害を加える目的）の登録を行う者が多く、その排除のために設定されたUDRPという手続によって、商標権に関する一定の企業利益を守ることがまず考えられる。それとともに、予防的方策として、会社等が自らの社名やブランド名の文字列を含むドメイン名を（防衛的な意味で）登録しておくということが必要と判断する企業も見られた。

しかし、ドメイン名空間が一気に1,000近く増えてしまうと、全てのドメイン名空間に予防的ドメイン名を登録し、維持していくことは、

事実上相当の制約となる。金銭的にも、増大したドメイン名空間全てに自社名や登録商標の文字列を含むドメイン名を、可能な限り全て登録することは難しだろう。また更新時期がずれる場合の対処策等、対策コストは飛躍的に増大する。自社名や登録商標と同一または類似の文字列を用いるドメイン名登録の有無を調査する手間、その費用も膨大になる。とすれば、今までのドメイン名紛争のように、予防的対策を取りきることは難しく、gTLDの文字列を見定めて、自社の印象を悪くするような場合にだけ限定してドメイン名紛争解決手続（UDRP）を申し立てる等の工夫が必要になってくる。

従来のUDRPよりは商標権者に手厚いしくみ（URS、Trademark PDDRPなど）が設けられてはいるが、結局は、個別に登録された1つ1つのドメイン名の不正目的登録を排除していく方法であるから、基本的にはモグラたたきの域を出ない。UDRPでは、約80%近くが申立てに対する応答がないdefault事案であり、これへの対策がURSには盛り込まれたが、やはり自己の保有する登録商標と同一または類似の文字列にかかるドメイン名登録全てに申立てをかけていくことは、難しいであろう。詳細分析はこれからであるが、商標管理の側面からは重要な戦略設定となる可能性がある<sup>28)</sup>。慎重かつ迅速な対策検討が必要である。

## 6. 新gTLDの申請手続

### 6.1 概要

さて次に、gTLDの申請手続がどうなっているかを概観し、手続の特徴を確認しておく。

まず、本申請書提出前の2012年3月29日迄に、TASシステム（ICANNが提供するTLD application service、1申請あたりの手数料は100USドル）に登録する必要があり、その後、同年4月12日までにTASシステムを通じてICANNに

完全な申請書を提出しなければならない（地域名称gTLDの場合の支持書等の付属書類についても同様）。1事業者は多数のgTLDを申請することができるが、申請書類はgTLDごとに用意しなければならないルールが採用されている。

申請が締め切られると、その時点から8週間以内に書式審査（administrative completeness check）が行われる。また、これと並行して、全ての適式申請書の守秘事項以外の項目がネット上に開示され、この公開から60日以内でコメント（正式の異議申立ての位置づけはされていない）が受け付けられる。コメント期間は、主としてコミュニティのための検討期間として位置づけられているようである。申請されるgTLDは、3種類の種別、すなわちコミュニティ・ベースgTLD、地域名称gTLD、それ以外のgTLDから申請者が選択する種別を記載しなければならないが、コミュニティとして一定の要件を満たしていると判断してコミュニティ・ベースの申請を選択した場合には、新gTLDの申請文字列と同一または類似の文字列についてコミュニティ以外の申請とコミュニティ・ベースの申請が競合した場合、gTLD申請は、コミュニティによる申請を優先的に扱うことになっている（後に、コミュニティ優先審査手続が行われる）。

続いて、政府機関アドバイザリ委員会（GAC）の早期警告の機会がある。後に正式の異議申立てに及ぶ可能性があることを警告する手続であり、国内法に違反する文字列であるとか、外交的に問題性のある表現であるというような例が考えられている。警告書の送付から21日以内の申請撤回が認められている。

以上の手続を経て、初期審査（initial evaluation）が開始される。審査は、2つの内容を中心に申請書の書面審査によって行われる。すなわち、1）文字列審査、2）申請者審査の2

つである。前者は、gTLDの申請文字列が、既存のgTLDに類似するか、gTLDとして認められない留保語に該当するか否か、等を審査する。後者は、gTLD申請者が要求される技術的、能力、運用能力、レジストリを運用するだけの財政基盤などを有するか否かが評価される。いずれも、申請書に記載された事項に基づいてICANNが審査を進め、500以内の申請数である場合には、約5か月で審査を終了して、審査結果を公表することとなっている。ただし、申請数が増えた場合は、二波三波と結果公表時期をずらす可能性もある。

審査結果公表後は、同一文字列について複数申請が競合した場合の処理と、第三者からの異議申し立て手続が問題となる。

前者につき、ドメイン名登録の場合は、基本的に先願主義（first come, first served basis）が採用されており、余程のことがない限り一番先の申請者が権利を取得するが、gTLDでは、技術力等の実質審査があることに加え、同一または類似の文字列について複数申請が競合した場合の取り扱いが大きく異なっている。

例えば、AホテルチェーンとBホテルチェーンが、「.hotels」で競合した場合、ICANNは3段階の手続を用意した。

まず、競合者間で合意を得る手続であるコンテンション・リゾリューションが約5か月程度設定される。話し合いで一方に集中させる等の措置をとらせる機会を提供する。

また、申請者の一方が、確立したコミュニティ名称をgTLD化しようとしている場合には、コミュニティ優先審査パネルへの申し立てがあれば、その手続が並行して進められ、コミュニティとして確立している等の事情が認められる申請者を優先する扱いをパネルが裁定することも想定されている。

以上の手続を経て一方に定めることが出来なかった場合、最終的にはオークションによって



高額落札申請者を事業者として定めることとされた（その収益金は、ICANNのセキュリティプロジェクトや、サイバー・スクワッター対策に使うための別ファンドを組む）。

加えて、今回の手続に特徴なのは、当初からこれら3段階の競合解消プロセスに至るまで、あらゆる段階で第三者からのコメントが募集されていることを指摘できる。gTLDという公共性から考えて、申請期間中に一般からのコメントも継続して受け付けられており、ICANNの評価期間中には考慮されないが、のちの紛争解決段階にパネリストがこれらを考慮して決定するという、いわば公衆審査的な発想が色濃く反映されている点が、知的財産権取得に関する手続ルールと異なっているところといえるかもしれない。なお、初期審査終了後の第三者からの異議手続は、前述の通りである。

これらの手続を経た後、特定文字列のgTLDレジストリ契約締結候補が決定され契約に至るわけであるが、ここで手続が終了するわけではなく、契約締結後1ヶ月から12ヶ月程度の委任前テスト（pre-delegation test）が予定されていて、慎重に慎重を期するというICANNの態度がここにも認められる。

## 6. 2 申請書の書式

詳細な指示が、申請書ガイドブック第2部付録（Module2 Annex）<sup>29)</sup>に一覧表として提供されている。その内容を表1に示す。

## 7. 対処策その2 ～新gTLDをインターネット事業者 に委託して開設させる活用策

さて、大企業にとって、自社名ないしその略称や、著名な商品名等の文字列を新gTLDとして申請することはできるのであろうか。自社がインターネット事業者であればともかく、基本的に今回の申請はインターネット事業者（レジ

ストリ）のためのものであるが、①自らがICANN公認レジストラの資格を獲得して、並行してレジストリの立場でgTLDを申請し、レジストリとしての各種義務をクリアする、②適切な事業者をレジストリに選定する、以上のいずれかの方法によって自社名のgTLDを開設することは、gTLD申請ガイドブックは否定していないように思われる。

gTLDが新たに設定されると、そのドメイン名空間においていかなるドメイン名を、どのような者に登録させるのかは、そのレジストリが定めるルールによる。すなわち、特定メーカーの本社、支社とその下請け等関連事業者だけにそのgTLD空間のドメイン名登録を認めるということも、否定されていない<sup>30)</sup>。

キヤノンは、2010年3月、「.canon」のgTLD申請を目指すことを明らかにしているし<sup>31)</sup>、日立製作所の「.hitachi」も同様と伝えられる。キヤノンがメリットとしてニュースリリースに記載したのは、「gTLDとしてブランド「Canon」が直接利用できれば、「.canon.com」など既存のドメイン名に比べ、より直感的に理解・記憶され、グローバルに統一して利用可能なコミュニケーション手段になる」という点であり、広告宣伝効果を狙っていることが垣間見られる。

グローバルに統一して利用可能というのは、多国籍企業化している大企業の本社、海外支社等のドメイン名を、同一gTLD下で一括して本社が管理することが容易になることを意味している。すなわち、関係部署のドメイン名登録が部署ごとにバラバラになされている際に生じていた更新管理の不便や手間を、本社や企業グループの持株会社に一括して統合させることができるようになる。

この一元化処理は、ある意味でリスクヘッジにもなっている。なぜなら、多くのサイバー・スクワッター達が、現在登録しているドメイン名の権利が切れるタイミングをウオッチしてい

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 申請書記載項目一覧（用語は仮訳）

項目	No	内容
TAS 事前登録項目	1	申請者氏名・名称
	2	主たる事業所住所
	3	申請者電話番号
	4	申請者ファックス番号
	5	ウェブサイトURL
	6	主たる連絡先
	7	副たる連絡先
	8	設立登記の証拠
	9	取引、子会社またはJVに関する情報
	10	申請者BusinessID, TaxID, VAT登録番号等
	11	申請者のサイバー・スクワッティング行為等無
	12a	預け金の支払確認
申請書類記載項目・配点	12b	評価手数料の残金支払確認
	13	申請済みのgTLD文字列
	14	IDN文字列情報
	15	IDN表
	16	IDNの運用上またはレンダリング問題軽減
	17	国際音標文字（IPA）による文字列表記
	18	TLDの目的
	19	申請がコミュニティ・ベースのTLDか
	20	コミュニティ・ベースの場合、コミュニティを形成する要素、策定案
	21	申請が地理的名称か。Yesならば支持書
	22	第2レベルでの地理的名称の保護対策
	23	レジストリサービス；名称と完全な内容説明
技術的な対応	24	SRSパフォーマンス
	25	EPP
	26	WHOIS
	27	登録のライフサイクル
	28	不正使用の回避と軽減策
	29	権利保護の仕組み（DRP）
	30	セキュリティ
	31	レジストリ案の技術概要
	32	アーキテクチャ
	33	データベース性能
	34	地理的多様性
	35	DNSサービスコンプライアンス
	36	IPv6到達度
	37	データのバックアップポリシーと手順
	38	第三者預託（データエスクロー）
	39	レジストリの継続
	40	レジストリの移行
	41	フェイルオーバー・テスト
	42	モニタリング及び障がいエスカレーションプロセス
	43	DNSSEC
	44	IDN（任意）
財務に関する情報	45	財務諸表分析
	46	見積テンプレート
	47	費用と資本支出
	48	財源および収入
	49	緊急時対策；障害、資金、規模
	50	継続性；財務的手段

て、権利が切れるとすぐに横取り登録して、その登録の権利を高額で買い取ることを期待した行動をとるからである（WHOISデータを自動的に検索しているグループも複数ある）。

企業は、ドメイン名をストック的に登録することが、通例はそれほど多くないと思われる。すなわち、多くの企業が、ドメイン名を自らのホームページに実際に用いているから、ドメイン名を横取りされると、最悪の場合、多数の関係先にwebサイト等の移動のお知らせを出さなければならなくなり、その費用手間を避けるため、不正目的のドメイン名登録者であるサイバー・スクワッターに対して一定金銭を支払うことを余儀なくされる場合もあった。

各部署任せにしておけば、当該部署の担当者がどれだけ気を使うかに左右される側面が生じるが、専門部署が定期的に自社関連のドメイン名の期限切れをウオッチし、複数のドメイン名不正登録を発見した際に、どの事案をUDRPの手続に載せるかという判断において、合理的な費用のかけ方ができる可能性が生じる（優先順位の判断がグループ全体のなかで、適切な資源配分になる）。

## 8. 地域名称gTLD

ICANNの政府関係機関連絡会合（GAC）は、当初から国名や地名をめぐる新gTLDについては、数々の留保を主張した。代表的なものは、ISOが定める国名コードと同一のgTLDや、首都名ないしそれらの略称に関するgTLDは、国ないし地方自治体の支持がなければ申請を認めるべきでないとの主張で、申請手続にもそれが盛り込まれた。もちろん、地名gTLDは、地域振興にとって重要な契機となるはずだが、当該国や地域の自治体が認証している機関会社等が当該gTLDのセカンドレベル・ドメイン名を登録すると誤解される可能性もあり、地方自治体としても、特に大規模な都市ほど無関心ではい

られないであろう。

ドメイン名紛争の過去の経験をみると、Brisbane<sup>32)</sup>等いくつかの都市で、市役所と民間事業者などがドメイン名Brisbane.comのような都市名文字列を含むドメイン名登録を巡って自らの正統性を争うという局面が見られた。

このような事態を避けるため、基本的に地方自治体が手をあげれば、それを最優先するという方針が適切と思われるが、実際に地方公共団体自身が自らの費用でgTLDを維持するのは相当難しいようで、ICANNは、当該地域の名称をgTLDとして申請する際には、当該地域の地方公共団体が発行する「支持書」発行が必要という実務の採用を決定したわけである。

日本においては、国名称の国際化ドメイン名ccTLDである「.日本」の検討が総務省で行われた際に、併せて、各地方公共団体がその検討結果を参考にしつつ、支持書発行手続をとった地方公共団体もいくつかみられる<sup>33)</sup>。

例えば、首都東京については、「.tokyo」の支持書が日本政府ではなく、東京都知事によって発行される方針が確認されたようであり、東京都による業者選定手続<sup>34)</sup>の後に、東京都から支持書が1事業者に対してのみ発行された。

他方、報道によると、「.osaka」「.ryukyu」等が申請に興味を示す機関があるとのことであるが、「.osaka」は、複数業者が申請を希望すれば、複数業者に支持書を発行し、ICANNにおける手続のなかで1業者に絞る方向性をとるようである<sup>35)</sup>。

このように、支持書発行手法について地方自治体の足並みは揃わないうえ、ccTLDである「.jp」ドメイン名との奇妙な競争関係が生じる可能性がある。現に、日本の.jpドメイン名のレジストリである株式会社日本レジストリサービス（JPRS）は、「●●●.tokyo.jp」ドメイン名の登録を受け付けるというアナウンスを行った<sup>36)</sup>。「.tokyo」と「.tokyo.jp」という競争関係<sup>37)</sup>



が生じることになるが、ICANNが想定する競争によるサービス良質化は、ここまで視野に入れていたのか疑わしい<sup>38)</sup>。

ドメイン名は、単純な競争に適したものかといえば、ICANN自身が自認している通り、インターネットセキュリティを維持することが最優先であり、競争の結果敗れ当事者が管轄していたドメイン名が宙に浮いてしまうとか、ある日突然に使用できなくなるという事態は悪夢といってよい。これを避けるための数々の仕組みが考えられており、新gTLD申請手続でもこの態度は貫徹されているようである。

## 9. 日本にとって残された問題

先に見た通り、UDRPの仕組みの採用が新gTLDには義務付けられているが、UDRPは基本的に英語での手続を予定しており、これが日本の関係事業者にとって大きな問題となることが予想される。なぜなら、gTLDについて紛争解決手続プロバイダは、世界知的所有権機関仲裁センター(WIPO)、アジアドメイン名紛争解決センター(北京、香港、ソウル、クアラルンプール事務所)、全米仲裁協会NAF(National Arbitration Forum)、ADR EU(チェコ仲裁コートのドメイン名紛争処理機関)の4機関に今のところ限られており<sup>39)</sup>、日本にICANNの認証を受けた機関は存在しない。

ccTLDである「.jp」ドメインについては、日本知的財産仲裁センターが2000年10月以来、継続してDRP手続を担当してきているが、全て英語の手続は認めていない。その結果、現状において、日本の登録者をめぐる紛争処理機関として期待されているのはWIPOであるが、残念ながらWIPOには日本語を解する事件管理者が雇用されておらず、大量のUDRP申し立てがなされると、日本語関連のUDRP手続が機能停止に陥る可能性がある。

UDRPは、実は登録者のためにある制度では

なく、商標権や不正競争防止法上の商品等表示につき差し止め請求し得る地位を有する者が、不正目的のドメイン名登録に対して救済を求めための手続であって、WIPO仲裁センターが日本語をめぐる紛争について機能不全に陥ると、日本の企業等が不利益を被る。

したがって、日本語による手続を進めることができるICANN認証を受けた紛争解決サービスプロバイダ機関(英語によるUDRP手続を進めることができる機関)を早急に設立するか、既存のICANN認証機関に日本語事件管理者を供給するか、少なくとも日本語事件管理者の雇用費用を負担するようなことがなければ、gTLD新設の混乱は、日本国内の中小企業にとって重荷となりかねない。

## 10. おわりに

いくつかの不安を残しながらも、新gTLDの申請手続は順調に進められており、今後は、新gTLDが実際に運用を開始した際に想定される事態、例えば、不正目的のドメイン名登録が新gTLDになされた場合、UDRPに基づく仲裁類似の手続等を申し立てて当該ドメイン名の権利を取得ないしは抹消させる手続をどこまで利用していくべきか、また、どのようなドメイン名取得戦略をとっていくかも、後の問題であろう。

実際には、WIPOが指摘している通り、セカンドレベルのドメイン名登録が、各gTLDレジストリによって開始されてから、はじめて種々の問題が顕在化していくだろう。ただ、少なくとも現時点で言えることは、ドメイン名管理に不可欠のネームサーバーを管理する技術力を有し、または技術力を有する企業と継続的な契約を締結する資力的能力のある巨大企業にとっては、新gTLDを設定することによるドメイン名管理の一元化に伴うコスト節減効果は相当のものと予想される。そして、それを上回る広告宣伝効果による利益が期待できる。全てのサイバ

一・スクワット行為に対して、UDRPの手続を提起してもぐらたたきをしていくのは、新gTLD時代に至っては難しいという判断に立ち至るとすれば、むしろ一定費用をかけてでも、広告宣伝効果を得られる手段、すなわち新gTLDに自社名を用いる空間を開設する手段を採用していくのも、ひとつの戦略となろう。費用対効果の判断は、企業によって様ではなかろう。しかし、インターネットの社会は動きが速い。自社名gTLD開設をするにしろ、しないにしろ、内部決定に時間を要した結果、第2期gTLD事業者募集手続のタイミングを逃すということだけではないようにしていくべきであろう。さらに、より積極的には、新gTLDを採用していかなる広告宣伝効果が得られるか、自社の経営環境を見据えて活発に議論してみてもいいかがだろうか。

#### 注 記

- 1) <http://www.icann.org/en/news/announcements/announcement-20jun11-en.htm>
- 2) ICANNは、公式アナウンスで何度もこのことを繰り返してきている。例えば、  
<http://www.icann.org/en/news/releases/release-09feb12-en.pdf>
- 3) アルファベット、数字、記号などの文字を1バイトの数値データに置き換えるためのコンピュータに最も標準的な規格。文字には空白文字と制御記号も含まれるが、大半のPCに採用されている規格である。American Standard Code for Information Interchangeの略。
- 4) ICANN公認の22レジストリのリストは、  
<http://www.icann.org/en/resources/registries/listing>
- 5) ICANN公認レジストラのリストは、  
<http://www.internic.net/alpha.html>参照。公認レジストラになるためには、3,500USドルの申請料、4,000USドルの年間登録料、個別機関ごとに請求される変額利用料（全レジストラで定額を負担する仕組み）等の費用負担、70,000USドル以上の運転資金確保等の財務条件のほか、登録

名データに関する技術的条件、データエスクロー契約・保険契約締結など多数の条件を満たすことを求められている。これらの手続の結果認められる「公認」は、5年間有効である。以上について詳細内容は、

<http://www.icann.org/ja/resources/registrars/accreditation>

- 6) レジストリ契約草案が、新gTLD申請人ガイドブック2012年1月12日版モジュール5に掲載されている。
- 7) レジストリ=レジストラ分離をやめ、垂直統合を認めても良いのではないかという意見がICANNで議論されたことがあり結論まで相当の紆余曲折があった。しかし、2010年11月5日に開催されたICANN臨時理事会は、レジストリとレジストラの統合を一定限度で認めることを決定し、レジストリがレジストラに出資すること、レジストラが新gTLDのレジストリとして申請することを認めることとした（<http://www.icann.org/en/groups/board/documents/resolutions-05nov10-en.htm>）。この結果、一般企業等は、レジストラとして公認されていればレジストリとして新gTLD申請が可能となる。ただ、レジストリとしての技術条件や財務条件等を満たすべきことは当然であり、また、レジストリ自身がドメイン名を販売することは制限されたままのようである。加えて、GACから独占禁止法に関する懸念が表明されており、gTLD申請開始の理事会が満場一致とならなかった理由の1つと伝えられていることもあって、今後gTLD設定の認証後に取り扱いが変更される可能性はゼロとは言えないかもしれない。なお、垂直統合問題に関する過去の経緯は、  
<http://archive.icann.org/en/topics/new-gtlds/gac-board-registry-registrar-separation-21feb11-en.pdf>
- 8) ドメイン名紛争およびUDRP等が作られた当初の経緯について一般的には、佐藤恵太・松尾和子『ドメインネーム紛争』弘文堂刊（2000年）を参照。
- 9) 2011年12月8日に米国議会上院商事・科学・運輸委員会におけるトップレベルドメイン拡張に関する公聴会において、ICANNステークホルダー関係担当上級副理事長Kurz Pritz氏は、今回の新gTLDプログラムが競争、選択、技術革新

をもたらすために、何億人にも達するインターネットエンドユーザの利益となるものであり、また、違法な行為を排除する手段を提供する権利保護システムおよびその他のドメイン名登録者保護の仕組みの実施を通して、安全かつ安定的なドメイン名市場を提供できるように設計されていると自信を示した。そのルール設定は、2005年から始められており、インターネットエンドユーザだけでなく、Fortune500に選ばれているトップ大企業、中小企業、貿易商社、政府機関、非営利機関、知的財産専門家、ブランド保持者、インターネットセキュリティ専門家、ICANN認証レジストリ、ドメイン名登録者、インターネットサービスプロバイダ、技術専門家、非営利機関等々多くの当事者から意見を聴取して仕組みを作ったと説明している。

- 10) <http://newgtlds.icann.org/en/about/benefits-risks>  
現時点では、新たに拡張されたドメイン名に特化した検索エンジンはさほどポピュラーになっていない。これを考えると、新gTLDの定着は、検索技術、検索エンジンの能力向上に依存している部分があるように思われる。
- 11) なお、アダルトサイトに関して「.xxx」が申請された際、いったんは申請が拒絶されたが、裁判の提起ないしは、異議申し立ての結果、ようやく2011年にgTLDとして追加された。この間の経緯等につき、  
<http://www.icann.org/en/news/irp/icm-v-icann/draft-options-post-irp-declaration-26mar10-en.pdf>
- 12) 上記公聴会における証言者ICANN理事Pritz氏の発言（開始後32分）。脱稿時、速記録は公表されていないが、Webcastでの録画映像は公開されている。なお、申請受付開始後1か月の段階で、100件の適格な申請がなされたこともICANN自身によってアナウンスされている。
- 13) ICANNの記者発表では、当初1週間で25事業者の申請が適式に受け付けられたとのことである（<http://www.icann.org/en/news/releases/release-19jan12-en.pdf>）。ただ、ニュースリリースにもある通り、1事業者は多数の申請をすることができるため、実際の申請gTLD数は、25にとどまっているはずはないであろう。
- 14) 公聴会におけるCantell議員質問に対する証言者

Dyson氏の発言（開始後42分）、これに続き証言者Jaffe氏は、米国経済を破壊するとのFTC長官発言を紹介した上、現状22のgTLDだけでも紛争が多数起きているのに、これ以上増えては壊滅的、という。

- 15) CRIDO（インターネットドメイン監視連合）は、費用については十分な検討がなされておらず、ブランド維持のためだけに多額の費用をかけなければならない拡張案に反対というレターを上院に送付し、公聴会でも紹介された。同連合には、AIPLA（全米知的財産保護協会）、IPO（知的財産権保有者連盟）はじめ、コカコーラ、サムスン、ケロック、フォード自動車、デル、アメリカンエクスプレス、プロクター・ギャンブル等の著名企業が名を連ねている。
- 16) 公聴会におけるYMCA統括理事Angela Williams氏の証言。
- 17) WIPOも従前から、商標権者の保護が不十分であると度々懸念を示し、後にICANNが採用する各種の異議申し立て手続を提案していた。たとえば、商標法意匠法地理的表示専門委員会（SCT）第26会期に議論された。  
[http://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/sct\\_26/sct\\_26\\_5.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/sct_26/sct_26_5.pdf) 参照。
- 18) 同公聴会を主宰したRockefeller議員、副議長の議員等が、繰り返し混乱の問題性を指摘している。
- 19) 公聴会におけるAyotte議員の質問。
- 20) 各国メディアの対応は、  
<http://www.icann.org/en/news/press>
- 21) 基本的に、申請書ガイドラインの記載から再構成した。
- 22) Extensible Provisioning Protocolの略称であり、ドメイン名の登録情報をレジストリとレジストラの間で交換するために設計された拡張性の高い新たなプロトコル。インターネットの技術ルールを定める機関IETFに設置されたprovregワーキンググループ中心に策定され、gTLD拡張後のレジストリには、これを採用したところもある。  
<http://tools.ietf.org/id/draft-hollenbeck-epp-00.txt>
- 23) IETFが定める技術標準に関する正式文書を指す（Requests For Comments）。現在ではIETFが契約したアムステルダム団体が少人数で運営している。



<http://www.rfc-editor.org/rfcfaq.html#wg>

日本語翻訳版（一部）は、<http://jprs.jp/tech/>

- 24) IPアドレスやドメイン名の登録者等の情報を、誰でも参照できるようにするサービス。情報構成等の詳細についてはルールが細かく決められている。<http://jprs.jp/info/whois/> 参照。
- 25) 例えば、keita.tokyoのドメイン名登録では、「.tokyo」がTLD、keitaの部分がセカンドレベルである。今回の申請は、TLDの文字列を自由に設定する手続であり、その手続でgTLD開設が認められてICANNとレジストリ契約を締結した業者が、そのgTLDで管理されるドメイン名を、レジストラや再販業者を通じて販売していくことになる。ccTLDによっては、「●●●.co.jp」、「●●●.com.vn」のように、セカンドレベル文字列を業態種別等に固定させる場合もあり、gTLDの場合も、そのようなビジネスモデルは設定可能である。日本の「.jp」でも、当初はセカンドレベルが開放されていなかった。
- 26) .mobiのsunrise期間設定に関する経緯は、<http://www.wipo.int/amc/en/domains/filing/mobi/guide.html> 参照。
- 27) 審査者不足がWIPOの懸念であるが、この点は、既に指摘されている。  
<http://domainincite.com/will-urs-really-be-as-cheap-as-icann-says/>
- 28) 重要な点であるが、新gTLDの実際の運用がまだ1年以上先のことであることもあり、別稿にて論じることとした。
- 29) <http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb>
- 30) ICANN新gTLDサイトのFAQでは、次のように説明している。  
「9.2 もし私が、私自身のみのためにTLDを申請し、ドメイン名登録を内部的目的のみで登録させるとしたら、私はICANN公認レジストラにならなければなりませんか。  
→はいそうです。レジストリは、ドメイン名登録の際にICANN公認レジストラのみを使わなければなりません。レジストリ運営者自身がドメイン名を発行したければ、そうするためにICANN公認レジストラにならなければなりません。  
9.3 もし私が自分自身の目的、例えば自分の会社、共同経営者、コンサルタント、株主、監査役等にだけ使わせたいとき、これらの人だけにセカンドレベル・ドメイン名登録を限定するこ

とができますか。一般公衆のメンバーからセカンドレベル・ドメイン名登録を申し込まれたときに拒絶することができますか。

→はいできます。新gTLD申請者は、レジストリ契約の条件を満たす限り、gTLDをどのように用いるかについてのビジネスモデルと運用方針を設定することができます。」

<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/customer-service/faqs/faqs-en>

31) <http://web.canon.jp/pressrelease/2010/p2010mar16j.html>

32) Brisbane City Council v. Joyce Advertising, WIPO Case, No. D2001-0069 [Brisbane.com]

<http://www.wipo.int/amc/en/domains/decisions/html/2001/d2001-0069.html>, Brisbane City Council v. Warren Bolton Consulting, WIPO Case No. D2001-0047 [Brisbanecity.com]

<http://www.wipo.int/amc/en/domains/decisions/html/2001/d2001-0047.html> がある。同様の地理的名称をめぐる事案に、Heidelberg.com (Stadt Heidelberg v. Media Factory, WIPO Case No. D2001-1500) 等がある。

33) 国際化ドメイン名ccTLD「.日本」への対処を検討した日本インターネットドメイン名協議会の地理的名称gTLDに関する検討結果は、

[http://jidnc.jp/wp-content/uploads/2011/07/geoTLD-tebiki-v2\\_20110728.pdf](http://jidnc.jp/wp-content/uploads/2011/07/geoTLD-tebiki-v2_20110728.pdf)。ICANNにおける国際化ドメイン名ccTLDの申請手続は、新gTLD申請手続に先立つ2009年11月16日に開始され、既にいくつか認められた例が現れた。ccTLDにアラビア語等の言語文字列を用いる国際化ドメイン名（従前は多言語ドメイン等とも呼ばれ、アスキーコードのbn//ないしはxn//で始まる文字列による対応表を適用して読み替える仕組みが採用されている）ことを認める手続（Fast track）は、2009年10月に開催されたICANNソウル大会の理事会で決定され、手続申請が実施された。この間の経緯については、<http://www.icann.org/en/resources/idn/fast-track/announcements>等を参照のこと。

なお、地域名称gTLDに関する支持書交付申請の手続を行った日本の地方自治体としては、東京都

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/07/2017p300.html>

- 大阪府  
<http://www.pref.osaka.jp/it-suishin/gtld/index.html>
- 仙台市  
[http://www.city.sendai.jp/business/d/1200817\\_1434.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/1200817_1434.html)
- 和歌山市  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020400/osirase/documents/tldyoukou.pdf>  
等が知られている。
- 34) 東京都の「.tokyo」事業者支持申請手続は、2011年7月25日に公表され、同年9月5日に申請を締め切って審査が行われ、同11月21日に支持書交付先事業者（1事業者のみ）が決定された。  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/11/20bl500.htm>
- 35) 2011年9月26日付の大阪府プレスリリースでは、「.osaka」の支持書交付について、大阪府としてのICANN申請書の独自審査は行わずに、複数事業者の希望が競合した場合には、1事業者への決定を事業者間の調整に委ねて、大阪府は関知しないとし（プレスリリース資料ID8106）、実際、申請4社全社に対して支持文書が交付された。  
<http://www.pref.osaka.jp/it-suishin/gtld/index.html>
- 36) 「.tokyo」業者選定に関する東京都の委員会が作業を開始する直前時期である2011年9月26日に、JPRSが、「.tokyo.jp」ドメイン名空間を2012年後半から受付開始するというアナウンスをしたため、「.tokyo」事業者選定作業に少なからぬ影響があった  
(<http://jprs.co.jp/press/2011/110926.html>)。  
「(企業名等).tokyo.jp」のような都道府県型JPドメイン名は、文字列が長くなるため、どれだけ普及するかは予想しにくいですが、このドメイン名のほうが新gTLDの運用開始が予定される時期よりも明らかに早く運用を開始されるため、「.tokyo」のドメイン名登録普及を圧迫する可能性を否定することが、現時点ではできない。
- 37) 「.jp」と新gTLD「.日本」も競争関係に立つ可能性があったが、gTLD「.日本」の事業者として選定されたJPRSは、「.jp」登録者にのみ「△△.日本」ドメイン名の登録を認めるというポリシーの下で日本政府の支持書を得ることとなった。詳細経緯は、JPRS自身のサイト  
<http://jprs.co.jp/notice/dotnippon.html>を参照。
- 38) 自由な競争社会は、敗者が市場から去ることを当然の前提と考えているが、ccTLD設定に投資をした国や公共団体が破綻することは当然の前提とされているかということ、当初の枠組み設定時に国や地方公共団体の破産が現実味をもって語られる経済状況でなかったことを考えても、あり得ないのではないか。政府機関またはいわば半官半民の団体が運営する（したがって、税金も投入されている）ccTLDと、民間事業者のgTLDが競争した結果、ccTLDが市場を去るという想定は、ccTLD設定の経緯からして考えにくい。TLD空間に限られたリソースであるときは、ccTLDのレジストリ破綻は考えられなくとも、gTLDが自由化され、サービスのレジストリ間競争になれば、ccTLDが事実上巻き込まれてしまうことは避けがたいのが現実である。しかし、政府やICANNが、当該国または地域のccTLDレジストリが破綻となれば、当然に支えていくはずであり、ccTLDはその部分がgTLDと異なるように思われる。
- 39) <http://www.icann.org/en/help/dndr/udrp/providers>  
※URL参照日は全て2012年3月2日
- (原稿受領日 2012年3月2日)